

【氷見市】被災された方へのお知らせ

罹災証明書のご案内

このたびの豪雨で家屋等に被害を受けた方へ、支援手続きに必要な証明書を発行します。

- ※ 申請時には、**被害状況を撮影した写真を持参**してください。申請を受け付ける際には、**印刷・現像したものが必要**となります。（**申請前に必ず写真を撮っておいてください**。写真は**浸水の深さが分かるように**撮ってください。定規、巻き尺をあてて、「引き」と「寄り」で数値が確認できるようにしてください。巻き尺などが無い場合は、代替りの比較ができる対象物を含めて撮影してください。）
- ※ 証明書の発行は後日となります。申請されてもすぐに証明書は受け取れません。

1 罹災証明書（りさいしょうめいしょ）とは？

自宅などの「**建物の被害の程度**」を市が証明する書類です。支援金の申請や税の減免などに使います。【**申請期限**】 **災害が起きた日から3か月以内**

2 申請できる方

- ・ 住家の場合は、世帯主または同一世帯に属する方
- ・ 上記の方から委任された代理人

3 申請に必要なもの

- ・ 罹災証明申請書（窓口にあります。市のHPからダウンロードもできます。）
 - ・ 本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）
 - ・ 被害状況を確認できる写真（印刷・現像したもの）
- ※状況に応じて、その他の資料などの提出をお願いする場合があります。

4 申請受付

- ・ 受付日：令和8年8月30日（日）から開始（9月13日（日）までは土日も毎日）
- ・ 受付時間：午前9時から午後4時まで
- ・ 受付場所：市役所1階 地域協働スペース

◆スマホでも申請可能

マイナンバーカードを使って、「マイナポータル」から24時間申請できます。

5 住家の現地調査

自己判定以外の場合、後日調査員が、被害状況の調査・判定を行います。

◆自己判定方式とは

被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当する場合に、申請者が判定結果を「準半壊に至らない（一部損壊）」とすることに同意することで、現地調査を省略して写真で確認するのみで罹災証明書を発行申請することです。

【申請受付窓口・お問合せ】

氷見市役所 税務課（資産税担当） 電話 0766-74-8045